平成28年 第5回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成28年11月7日 開会

平成28年11月7日 閉会

浪 江 町 議 会

平成28年第5回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	
応招·不応招議員	2
第 1 号(11月7日)	
議事日程	
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	
開議の宣告	
議事日程の報告	
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第85号から議案第93号の一括上程、説明	6
議案第91号の訂正	
議案第85号の質疑、討論、採決	1 7
議案第86号の質疑、討論、採決	2 1
議案第87号の質疑、討論、採決	2 2
議案第88号の質疑、討論、採決	2 3
議案第89号の質疑、討論、採決	2 3
議案第90号の質疑、討論、採決	2 5
議案第91号の質疑、討論、採決	
議案第92号の質疑、討論、採決	2 7
議案第93号の質疑、討論、採決	2 9
閉会の宣告	3 0

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、 平成28年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年10月26日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成28年11月7日(月) 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ 5 7 3 番地 浪江町役場 二本松事務所
- 3 付議事件
- (1)工事請負契約の締結について (浪江東中学校改修工事(建築))
- (2) 工事請負契約の締結について (浪江東中学校改修工事(電気設備))
- (3) 工事請負契約の締結について (浪江東中学校改修工事(暖冷房衛生設備))
- (4) 工事請負契約の締結について (浪江認定こども園新築工事(建築))
- (5) 工事請負契約の締結について(幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事)
- (6) 工事請負契約の変更について (棚塩排水機場他撤去工事)
- (7)物品購入契約の締結について (浪江診療所医療用備品購入)
- (8)物品購入契約の締結について(仮設津島診療所医療用備品購入)
- (9) 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第5号)

○応招・不応招議員

応招議員(15名)

2番 1番 君 渡 邉 泰 彦 君 佐々木 勇 治 3番 君 鈴 木 幸 治 君 4番 吉 数 博 田 5番 平本 佳 司 君 6番 松 田 孝 司 君 君 則 7番 崎 博 文 君 8番 若 芳 Щ 月 9番 君 10番 幸一郎 君 佐々木 恵 寿 山本 子 君 11番 泉 章 君 12番 佐 藤 文 田 重 君 13番 紺 野 榮 重 14番 三 瓶 宝 次 君 15番 馬 場 績 君

不応招議員(0名)

第 5 回臨時町議会

(第1号)

平成28年浪江町議会第5回臨時会

議 事 日 程(第1号)

追加日程第 1 議案第91号訂正の件

平成28年11月7日(月曜日)午前9時開議

日程第	1	会議録署名議員	りの指名
日程第	2	会期の決定	
日程第	3	議案第85号	工事請負契約の締結について(浪江東中学
			校改修工事 (建築))
日程第	4	議案第86号	工事請負契約の締結について(浪江東中学
			校改修工事(電気設備))
日程第	5	議案第87号	工事請負契約の締結について(浪江東中学
			校改修工事 (暖冷房衛生設備))
日程第	6	議案第88号	工事請負契約の締結について(浪江認定こ
			ども園新築工事 (建築))
日程第	7	議案第89号	工事請負契約の締結について(幾世橋住宅
			団地(第2工区)造成工事)
日程第	8	議案第90号	工事請負契約の変更について(棚塩排水機
			場他撤去工事)
日程第	9	議案第91号	物品購入契約の締結について(浪江診療所
			医療用備品購入)
日程第1	0	議案第92号	物品購入契約の締結について(仮設津島診
			療所医療用備品購入)
日程第1	1	議案第93号	平成28年度浪江町一般会計補正予算(第
			5 号)

出席議員(15名) 1番 2番 渡 邉 泰彦 君 佐々木 勇 治 君 3番 君 鈴 木 幸 君 4番 吉 博 治 田 数 平 本 5番 佳 司 君 6番 松田 孝 司 君 若月 君 7番 山 崎 博 文 君 8番 芳 則 9番 佐々木 君 10番 山本 幸一郎 君 恵寿 12番 11番 泉 重章 君 佐藤 文 子 君 田 13番 紺 野 榮 重 君 14番 三 瓶 宝次君 15番 馬場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 副 町 長 長 馬 場 有 君 宮 口 勝 美 君 町 長 育 長 副 教 本 間 茂 行 君 畠 山 熙一郎 君 代表監查委員 務 課 長 総 山内清 隆 君 佐 藤良 樹 君 復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長 復興推進課長 安倍 君 山 本 邦 君 帰町準備室長 産業振興課長補佐 蒲 原 文 崇 君 鈴木政 己 君 教育委員会事務局 教育次長兼良江町中央公 民館長兼良江町津島公民 健康保険課長兼 館長兼浪江町図書館長 仮設津島診療所事務長 居村 勲 君 大 原 教 知 君 職務のため出席した者の職氏名 務 局 長 事 次 長

清 水 佳 宗

書記

柴 野 早 苗

 次
 長

 横 山 秀 様

○議長(吉田数博君) おはようございます。

東日本大震災から5年8か月が過ぎようとしております。

平成28年第5回浪江町議会臨時会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。ご起立ください。

「黙とう」

○議長(吉田数博君) ありがとうございました。ご着席ください。 テレビ局から、テレビ撮影の申し出があります。これを許可した いと思いますので、ご了承願います。

◎開会の宣告

〇議長(吉田数博君) ただいまの出席議員数は、15人であります。 定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第5回浪江 町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

〇議長(吉田数博君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(吉田数博君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(吉田数博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により12番、佐藤 文子君、13番、紺野榮重君、14番、三瓶宝次君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(吉田数博君) 日程第2、会期の決定を議題にします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと存じます。 ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1 日に決定しました。

◎議案第85号から議案第93号の一括上程、説明

○議長(吉田数博君) お諮りします。日程第3、議案第85号 工事請 負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(建築))から日程 第11、議案第93号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第5号) までを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案 第85号から日程第11、議案第93号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第85号 工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(建築))を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第85号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江東中学校改修工事(建築)について、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札により落札者となった横山・佐藤商事特定建設工事共同企業体 代表 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

- 〇議長(吉田数博君) 詳細説明、教育次長。
- **〇教育次長(大原教知君)** それでは、ご説明申し上げます。

まず契約の目的ですが、浪江東中学校改修工事(建築)でございます。

施工箇所は、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内になります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札です。

契約金額は、4億2336万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては、3136万円)であります。

契約の相手方でございますが、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字 辻前12番地2。横山・佐藤商事特定建設工事共同企業体 代表 横 山建設株式会社代表取締役社長 横山佳弘であります。

工期につきましては、議会の議決を得た日から平成29年11月30日 までとしております。

次に、議案第85号資料をお開きください。

浪江町東中学校改修工事(建築)についてご説明いたします。

本工事は、浪江町内における学校教育環境を整えるため、浪江町 復興まちづくり計画に定める当面の復興拠点の中心にある浪江東中 学校を改修し、小・中学生が共に学べる施設として整備するものであります。

資料3枚目をお開き願いたいと思います。

浪江東中学校の配置図になります。

次に、資料2枚目をお開きください。

改修前と改修後の平面図になります。浪江東中学校を小学校、中学校併設の改修となります。校舎1階は、職員室、校長室等への改修。2階を小学校教室等への改修となります。3階は、中学校教室等への改修になります。

資料1枚目の改修工事概要の主なものをご説明いたします。

縦軸には、校舎棟、技術室棟、体育館が入っております。横軸に内部工事、外部工事が入っております。校舎棟内部工事ですが、パーテーション新設、間仕切壁新設、教室内壁、廊下壁、再塗装、教室内床仕上げ材撤去新設、天井仕上げ材、天井下地材、撤去新設でございます。トイレブース撤去新設、トイレ内PS撤去新設。外部工事といたしましては、西外壁一部モルタル補修、外壁再塗装、外壁目地シーリング補修、外壁クラック補修、ポンプ室につきましては、屋根、新設ウレタン塗膜防水、外壁が再塗装でございます。技術室棟については、内部工事が床、撤去・新設、壁、撤去・新設、天井、撤去・新設、流し台、撤去・新設等となってございます。

外部工事につきましては、屋根の再塗装、外壁再塗装、雨樋、撤去・新設等でございます。体育館につきましては、内部工事がトイレの全面改修、アリーナ壁面再塗装、アリーナ床全面交換、防球ネット交換、ステージ床再塗装、ステージ下収納一部交換等でございます。外部工事につきましては、1階が外壁、再塗装、2階が妻面外壁、交換、2階の桁面外壁、再塗装、既存スチールドア、撤去・新設等となってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第4、議案第86号 工事請負契約の締結に ついて浪江東中学校改修工事(電気設備)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第86号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江東中学校改修工事(電気設備)について、地方自治 法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった 有限会社浪江電設代表取締役 阿部雅彦と契約を締結するにあた り、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条 例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。 詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

- **○議長(吉田数博君)** 詳細説明、教育次長。
- **〇教育次長(大原教知君)** 議案第86号。それでは、ご説明申し上げます。

契約の目的でございますが、浪江東中学校改修工事(電気設備)でございます。

施工箇所が、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額が、1億5984万円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1184万円) でございます。

契約の相手方は、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41番地。 有限会社浪江電設 代表取締役 阿部雅彦でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日から平成29年11月30日 までとなります。

次に、議案第86号参考資料をご覧ください。

縦軸に、設備項目、校舎棟、技術室棟、体育館になってございます。横軸に、設備項目で、校舎棟が電灯設備につきましては、照明器具LED新設、スイッチ新設、分電盤新設、誘導標識新設。2番の動力設備につきましては、エアコン電源等新設。3番目の受変電設備が、キュービクル新設。4番の発電設備は新設蓄電池設置。5番が、構内情報、通信網設備でございますが、LAN用ジャック新設等となってございます。6番目の構内交換設備は電話機新設等でございます。7番目、情報表示設備につきましては、電気時計の設等でございます。9番目のテレビ共同受信設備は各居室テレビ用ジャック新設等でございます。10番目の自動火災報知設備は職員室受信機新設等でございます。11番目、自動閉鎖設備は職員室受信機新設等でございます。11番目、自動閉鎖設備につきましては、引込柱新設でございます。13番目、トイレ呼出設備は身障者用便所非常用ボタン新設等になってございます。

技術室棟につきましては、1番目の電灯設備につきましては、照明器具LED新設等となってございます。2番目の動力設備はエアコン電源等新設。5番目の構内情報等につきましては、LAN用ジャック新設等でございます。7番目、情報表示設備につきましては、各居室に電気時計の設置でございます。8番目、拡声設備につきましては、スピーカー新設等でございます。9番目、テレビ共同受信設備につきましては、ランチルームテレビ用ジャック新設等でござ

います。10番目の自動火災報知設備につきましては、各室感知器新設等でございます。12番目、構内配電線路設備につきましては、地中配管配線新設でございます。

体育館につきましては、電灯設備は、トイレ照明、スイッチ新設等でございます。12番目の構内配電線路設備につきましては、地中配線新設等でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第5、議案第87号 工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(暖冷房衛生設備))を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第87号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江東中学校改修工事(暖冷房衛生設備)について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業 代表取締役 小黒陽子と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

- 〇議長(吉田数博君) 詳細説明、教育次長。
- ○教育次長(大原教知君) それでは、議案第87号をご説明いたします。 契約の目的でございますが、浪江東中学校改修工事(暖冷房衛生 設備)でございます。

施工箇所が、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内でございます。 契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額が8640万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額640万円)でございます。

契約の相手方でございますが、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地。株式会社小黒設備工業 代表取締役 小黒陽子でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日から平成29年11月30日 までとなってございます。

続きまして、議案第87号資料をお開きください。

縦軸に設備項目、校舎棟、技術室棟、体育館が入ってございます。 横軸に設備項目でございます。主なものでございますが、冷暖房設 備は電気式エアコン新設設置でございます。2番目の換気設備は、 一部機器更新でございます。3番目の衛生器具設備は、器具更新及び修繕工事でございます。4番目の給水設備につきましては、一部配管更新でございます。5番目の排水設備につきましては、一部配管更新、流し台等修繕工事、トイレ器具系統更新でございます。6番目の給湯設備でございますが、給湯機器更新、一部配管更新でございます。7番目の消火設備でございますが、配管、消火栓機器更新でございます。8番目のガス設備につきましては、機器類更新に伴う配管更新及びガス栓類更新でございます。

技術室棟につきましては、1番目の冷暖房設備でございますが、 電気式エアコン新設設置でございます。2番目の換気設備は、機器 更新でございます。4番目の給水設備は配管・水栓類更新でござい ます。5番目の排水設備でございますが、流し台等新設設置に伴う 配管工事でございます。7番目の消火設備は配管・消火栓機器更新 でございます。

体育館につきましては、2番目の換気設備で機器更新等でございます。3番目の衛生器具設備はトイレ改修・器具更新でございます。4番目の給水設備はトイレ配置改修、改修でございます。5番目の排水設備はトイレ配置改修に伴う改修工事でございます。7番目の消火設備は、消火栓外装修繕工事でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉田数博君) 日程第6、議案第88号 工事請負契約の締結について(浪江認定こども園新築工事(建築))を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第88号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江認定こども園新築工事(建築)について、地方自治 法第234条第1項の規定による一般競争入札により落札者となった 横山・佐藤商事特定建設工事共同企業体 代表 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規 定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

- ○議長(吉田数博君) 詳細説明、教育次長。
- **〇教育次長(大原教知君)** それでは、議案第88号をご説明申し上げま

契約の目的でございますが、浪江認定こども園新築工事(建築)でございます。

施工箇所が、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内でございます。 契約の方法が、制限付き一般競争入札。

契約金額でございますが、2億2140万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1640万円)でございます。

契約の相手方でございますが、住所、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2。横山・佐藤商事特定建設工事共同企業体 代表 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日から平成29年7月31日 でございます。

お手元の議案資料をごらんください。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

本工事は、浪江町内における教育保育環境を整えるため、浪江町復興まちづくり計画に定める当面の復興拠点の中心にある浪江東中学校敷地内に認定こども園を新築し、就学前の乳幼児の教育、保育の施設として整備するものであります。

資料2枚目が、配置図になります。東中学校の西南角に建設する ものでございます。

資料1枚目でございますが、立面図により工事概要をご説明いたします。施設内容といたしましては、安全性に配慮し活動が異なる年齢のこどもの領域を分けて北側棟を3歳以上児クラス、保育室1・2。東側棟を3歳未満児クラスとして、2棟がL時型に接続する設計といたしました。園舎により園庭を囲うことで、防犯性を高めております。また、接続部にメインエントランスを含む共用空間を配置してございます。外構工事については、こども園敷地をフェンスで囲い、駐車場は保護者用9台、職員・来客用17台、駐車場から玄関までは、屋根を付けて雨天時濡れずに送迎が出来るようにいたします。園庭には、ブランコ、滑り台、鉄棒の遊具を設置いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉田数博君) 日程第7、議案第89号 工事請負契約の締結について(幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事)を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第89号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事について、地方自 治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となっ た横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結する にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

- **〇議長(吉田数博君)** 詳細説明、まちづくり整備課長。
- **○まちづくり整備課長(安倍 靖君)** それでは、ご説明いたします。 議案書をごらんいただきたいと思います。

まず契約の目的は、幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事でございます。

施工箇所は、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、6億9120万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5120万円)。

契約の相手方は、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2。横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

工期は、議会の議決を得た日から平成29年9月29日でございます。 続いて、議案資料をごらんいただきたいと思います。

工事概要でございますが、災害公営住宅用地、63区画のほか、集会施設用地並びに調整池等の整備でございます。赤枠の中、造成面積は2万6960.33㎡で、内訳といたしまして、黄色着色の災害公営住宅用地が63区画、面積は約1万4000㎡、1区画型にしますと230㎡、約70坪でございます。その他、集会施設用地が約350㎡、調整池は、約3000㎡でございます。なお、現在工事中の第1工区と合わせますと団地全体では、災害公営住宅用地85区画、分譲地7区画の造成工事となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第8、議案第90号 工事請負契約の変更に ついて(棚塩排水機場他撤去工事)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第90号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、棚塩排水機場他撤去工事について撤去範囲の変更に伴い 契約金額を減額するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、契約金額の1億8036万円から1億1399 万7240円を減額し、6636万2760円とするものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長(吉田数博君) 詳細説明、産業振興課長補佐。

〇産業振興課長補佐(蒲原文崇君) それでは、ご説明申し上げます。

契約の目的でございますが、棚塩排水機場他撤去工事でございます。

施工箇所につきましては、浪江町大字棚塩他地内でございます。 契約の方法、指名競争入札でございます。

契約金額、変更前1億8036万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1336万円)でございます。変更後でございますが、6636万2760円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額491万5760円)でございます。

契約の相手方でございますが、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2。 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

工期についてでございますが、平成28年7月29日から平成28年11月30日まででございます。

変更理由につきましては、議案第90号資料をごらんください。

棚塩排水機場及び中浜排水機場の撤去について、作業を進めてまいりましたが、朔望平均干潮位以下、朔望平均干潮位とは、各月の最高干潮面の平均でございます。こちらの潮位以下の構造物を撤去しようとした際に、水が染み出し撤去作業が困難であるため、福島県と協議の上、撤去範囲の変更を行うものであります。

契約変更内容につきましては、構造物撤去工事の減少に伴う金額変更であります。変更前1億8036万円、変更後6636万2760円でございます。

次に、議案第90号資料①についてご説明いたします。

中浜排水機場でございます。赤色の部分が、撤去する構造物となっております。緑色の部分が、撤去しないで残す構造物となっております。

次に、議案第90号資料②でございますが、こちらは棚塩排水機場でございます。赤色の部分は撤去するところ。緑色のところは、残すところでございます。

同じく資料③についても棚塩排水機場でございますが、同様でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第9、議案第91号 物品購入契約の締結に ついて(浪江診療所医療用備品購入)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第91号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江診療所医療用備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった安積医科器械株式会社 代表取締役 矢吹忍と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

- **○議長(吉田数博君)** 詳細説明、仮設津島診療所事務長。
- **○津島診療所事務長(居村 勲君)** それでは、契約の内容についてご 説明申し上げます。

議案によりまして、ご説明申し上げます。

- 1 契約の目的 浪江診療所医療用備品購入。
- 2 納品場所 浪江町大字権現堂字六反田地内。
- 3 契約の方法 指名競争入札。
- 4 契約金額 1億638万円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 788万円)
- 5 契約の相手方 福島県郡山市安積二丁目91番地。安積医科器 械株式会社 代表取締役 矢吹忍。
- 6 納期 議会の議決を得た日から平成29年2月17日であります。

次に、議案第91号資料をごらんください。

購入内容につきましては、まず検査室には、富士ドライケムインフルエンザ検査機器1台、ほか7件でございます。次に、検査室、薬局には、薬用冷蔵ショーケース2台。薬局には、小型自動分割分包機1台、錠剤台2台。処置室には、超音波踵骨測定装置1台、ほか6件でございます。処置室、診察室には、診察台5台、診察室には、超音波診断装置2式。内視鏡室には電動ベッド1台、ほか3件でございます。発熱外来室には、病室用ベッド1台。CT室には、全身用マルチスライスCT1式。X線室には、一般X線撮影装置1式。操作室には、デジタルX線TV撮影装置1式でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第10、議案第92号 物品購入契約の締結について(仮設津島診療所医療用備品購入)を議題とします。 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第92号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、仮設津島診療所医療用備品購入について、地方自治法第 234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となったサン セイ医機株式会社 福島営業所 所長 髙野裕司と契約を締結する にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関 する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでありま す。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

- **〇議長(吉田数博君)** 詳細説明、仮設津島診療所事務長。
- ○津島診療所事務長(居村 勲君) それでは、契約の内容についてご 説明申し上げます。

議案によりまして、ご説明申し上げます。

- 1 契約の目的 仮設津島診療所医療用備品購入。
- 2 納品場所 二本松市油井字石倉地内。
- 3 契約の方法 指名競争入札。
- 4 契約金額 9485万4240円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 702万6240円)
- 5 契約の相手方 福島県福島市下鳥渡字八幡塚45番地1。サンセイ医機株式会社 福島営業所 所長 髙野裕司。
- 6 納期 議会の議決を得た日から平成29年2月17日でありま す。

次に、議案第92号資料をごらんください。

購入内容につきましては、まず診察室には、超音波診断装置1式。診察室、操作室には、画像撮影装置の閲覧管理システム1式。操作室には、デジタルX線TV撮影装置1式。検査室、内視鏡室には、電動ベッド1台、内視鏡消毒機1台。検査室、内視鏡室、薬局には、薬用冷蔵ショーケース2台。薬局には、小型自動分割分包機1台、錠剤台5台。リハビリ室には、オルソトラック牽引装置1台、ほか2件でございます。CT室には、全身用マルチスライスCT1式。X線室には、一般X線撮影装置1式でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉田数博君) 日程第11、議案第93号 平成28年度浪江町一般 会計補正予算(第5号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第93号 平成28年度浪江町一般会計補正予 算(第5号)についてご説明いたします。

本案は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を289億6920万6000円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

- 〇議長(吉田数博君) 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(山本邦一君)** それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入でございますが、款13、国庫支出金、項3、委託金、目1、 総務費委託金900万円の増でございます。節3、原子力災害避難区 域等帰還再生加速事業委託金の増でございまして、今回の歳出補正 で職員宿舎借上料に充てる財源となります。

次に、7ページ。歳出の説明でございます。款 2、総務費、項 1、 総務管理費、目 1、一般管理費1144万8000円の増は、節12、役務費 64万8000円の増で、職員宿舎に係る火災保険料、節14、使用料及び 賃借料1080万円の増で、本庁舎に勤務する職員の宿舎借上料を計上 しております。

次に、款14、予備費、項1、予備費、目1、予備費244万8000円 の減は、不足財源を予備費から充てることとするものでございます。 以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉田数博君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。
- **○議長(吉田数博君)** ここで、常任委員会開催のため10時40分まで休 議します。

総務常任委員会は中会議室2、文教・厚生常任委員会は中会議室3、産業・建設常任委員会は小会議室ABで開催します。関係課長についても出席をお願いいたします。

(午前 9時37分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前10時40分)

〇議長(吉田数博君) ここで、議会運営委員会開催のために暫時休議 をいたします。

(午前10時41分)

○議長(吉田数博君) 再開をいたします。

(午前11時03分)

○議長(吉田数博君)資料配付のため、暫時休議をいたします。(午前11時03分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前11時04分)

◎議案第91号の訂正

○議長(吉田数博君) 町長から提出された議案第91号 物品購入契約の締結について。浪江診療所医療用備品購入について訂正したいとの申し出があります。議案第91号 訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第91号 訂正の件を議題とします。 町長から議案第91号 訂正の理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第91号 物品購入契約の締結について浪江 診療所医療用備品購入。

別添の請求書のとおり訂正をお願いいたします。訂正の内容につきましては、2 納品場所の浪江町大字権現堂字六反田地内を浪江町大字幾世橋字六反田地内に訂正するものであります。

以上、議案の訂正についてご承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(吉田数博君) お諮りします。

ただいま、議題となっております。議案第91号 訂正の件を許可 することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第91号 訂正の件を許可することに決定いたしました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第3、議案第85号 工事請負契約の締結に ついて(浪江東中学校改修工事(建築))を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

〇15番(馬場 績君) 議案第85号について若干質疑をいたします。

簡単なことですれども参加業者、予定価格、落札率についてお尋ねをいたします。

それから、今85号の審議でありますけども、先ほど一括上程されました。私もいかがなものかと考えたことがあります。関連しますので、冒頭の議案でお尋ねしますけれども。85号、88号、これが横山・佐藤共同体の請負になっています。それから、89号、90号、こ共事業発注において一部特定業者に偏っていると私は素直に受け上めざるを得ないということです。そこで、これまでも度々、復興再生ということで地元業者育成ということから、勿論、競争性、公理性、透明性の確保は言うまでもないけれども、分割発注と公共事業発注にあたっては、こういう時局ということも十分考えて検討すべてはないかということを申し上げてきました。以下の議案については、85号のところで質問をして以下の議案については同様の質問はいたしませんけれども、町として、今回の様々な公共事業発注において、如何なるご検討されたのかと如何なる改善を考えているのかということも合わせてお尋ねをしたい。

それから第3点目としては、かなりの事業の発注になりますけど も、それぞれ公共事業評価委員会において、どのような審査がなさ れてきたのか。

大きくいうと以上3点についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(吉田数博君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤良樹君) それでは、お答え申し上げます。

まず85号の参加業者でございますが、先ほど申し上げました落札業者であります。横山・佐藤商事特定建設工事共同企業体、1社でございます。

続きまして、予定価格でございますが3億9880万9000円でございまして、落札率は98.3%でございます。

なお2点目でございますが、今回、議員からもお話ありましたとおり、分離発注ということで、東中学校の改修。さらには、認定こども園の新築工事に関しましては、いわゆる建築本体の部分。さらには暖冷房、さらには電気、それぞれ分離発注をしたところでございます。この件に関しましては、今後につきましても十分検討の上、対応していきたいと考えているところでございます。

よろしくお願いします。

- **〇議長(吉田数博君)** 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(山本邦一君)** 最後にご質問があった公共事業評価委 員会の審査がされたのかというご質問でございますが、今回のケー

スも含めて、これまで緊急的な事業ということで、この評価委員会 については開催、現時点のところはしておりません。

- **〇議長(吉田数博君)** 15番、馬場君。
- ○15番(馬場 積君) 1点目の入札の実態ですけれども、契約の方法は一般競争入札というかたちは取ったけれども参加業者は1社のみと。こういう表現が良いかどうか分からないけれども、独占入札、独占落札ということで、これも別な意味で言えば、競争性あるいは透明性は甚だ疑問だと思います。それは、単なる一般論ではなくて、今の落札率についてもお答えありましたけれども、98.3%ですから、これは、その他の事業についてもかなりその高い割合での落札がありましたけれども、競争性、本当に確保されたのかと、公平性があるのかと、復興再生という現状からすれば、もっと入札参加の働きかけ等も含めて改善の余地があると思いますが、再度、お尋ねをいたします。

この質問と最後の部分、一部分離発注したという改善がなされて いることは分かりました。三つ目の公共事業評価委員会は、緊急と いうことで、公共事業評価委員会を開催していないということです。 これも、確かに避難ということを考えれば、それは緊急の事態だと いう判断も出来なくはないけれども、しかし、これだけの大型事業、 しかも、その東中学校改修ということで小・中一体に学べる教育環 境を作るということと考えれば。全町避難という意味では、緊急事 態かも知れないけれども、公共事業の発注の目的なり、あるいは、 将来的なことを考えれば。これは公共事業評価委員会を開いて、先 ほど言ったような公平性、透明性。あるいは、事業の必要性等につ いても、内容等についての評価もきちんとやっていかないと様々な 入札での公共事業発注、入札での問題が惹起しかねないと。そうい う大きな懸念を抱くのは議員としては当然だと思います。全体を総 括仕切る立場から町長、あるいは副町長は、どう問題を認識して公 共事業評価委員会の開催等も含めて改善されるおつもりなのか。お 尋ねをしたいと思います。お答えください。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁者、総務課長。
- ○総務課長(佐藤良樹君) 1点目でございますが、参加業者につきましては今回、1共同企業体のみでございました。この件につきましては、今回の一般競争入札でございますが、制限付一般競争入札ということで、共同体での入札の参加を公告したところ、1共同体の参加ということになったところでございます。落札率等々の関係でございますが、入札につきましては適正に行われたと考えてございます。

よろしくお願いします。

- 〇議長(吉田数博君) 宮口副町長。
- ○副町長(宮口勝美君) 議員からのご指摘等ありがたく受け止めておきますけれども、今の現状からいきますと、かなり工事費用も含めて高額になっているというところも含めて、公共事業評価委員会の関係ですけれども。評価委員会にかける案件としては、5億円以上の事業ではなかったかと記憶はしておるのですが、全ての事業を評価委員会にかけるということはないのは確かでございます。ただその中でも、緊急性までも良いのかということになれば、そこは検討していく必要ございますが、何しろ今復興に向けて時間的な余裕がないということも含めて検討しているところでございます。今回の案件につきましても、たまたまこういったかたちで結果は出ておりますけれども、きちっとした入札を行った上で決定されている中身でございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。
- **〇議長(吉田数博君)** 15番、馬場君。
- O15番(馬場 績君) 私も例規集調べてなかったんですけども、評価 委員会にかける基準としては5億円以上だと。副町長が答えたわけ ですから、多分ということは通用しないと思います。100歩譲って、 5億円がその開催の基準だとした場合でも。今回ね、東中学校改修 工事にかかわる発注総額は6億6960万円です。一部工事によって分 離されたということはあっても東中にかかわる改修事業としては、 5億円を超えていると。しかも、やっぱり総務課長は、共同企業体 で1社のみではあるけれども、入札は適正であるというお答えでし たけれども。それは私どもは、数字上から見れば、少なくても全国 の弁護士で作っているね。その公共事業の透明性。あるいは、談合 も含めた公平性という点から言えば95%あるいは、93%を超えるよ うな公共事業の入札案件については、甚だ問題があるとそういう報 告も出されておりますし、全国自治体の公共事業の公平性、透明性 についてランク発表までしているということを考えればね。数字か ら見れば、まだまだ公平性、透明性の確保に更なる努力が必要であ ると。しかも、その一般競争入札制限付ではあっても1社のみとい うことは、結果から言えば限りなく独占ですよ。一般的な表現で失 礼なんですけれども、1社のみで、しかも落札率が98.3%というこ とになれば世間的に言えばですよ。この案件がという意味ではなく て。世間的に言えばね、官製談合の疑いなしとは言えないと。世間 的にはそういう懸念さえ持たれるということだと思うんです。

したがって、これだけの事業ですから、評価委員会にかける。しかも合わせて見れば6億6900万円ということになるということも含

めてね。町側の発注の更なる改善を求めておきたいと。町長の初心をお聞きしたいと思います。お答えください。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 今議員お質しがございましたが、官製談合という世間的にというお話でありましたけども。そういうことは一切ないと断言しておきたいと存じます。今ご指摘ありました競争性、透明性。それから公平性。競争性ですね。最も大事なことでありまして、これからもこういうかたちのものを遵守しながら公共事業を施工業者にやっていただきたいということを考えております。従って、今回、副町長が答弁しましたように緊急事態ということもございます。そういう事態でありながらも、先ほど質問されたような状況の中で、公平性というものを重視しながら、これからも公共事業を計画していきたいと感じておりますので、一つご理解をよろしくお願いします。

公共事業評価委員会の開催については、今ご指摘ありましたよう に、その実態を精査しながら検討させていただきたいということで ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第85号 工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(建築))を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第4、議案第86号 工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(電気設備))を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第86号 工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(電気設備))を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第5、議案第87号 工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(暖冷房衛生設備))を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、山本君。

〇10番(山本幸一郎君) 所管なんですけども、ちょっと委員会の時間がなくて答弁出来なかったもので、委員長の許可を得てさせていただきます。

ここで暖冷房って書いてあるんだけど、こっちの明細は冷暖房って書いてある。冷暖房設備で、これ一室教室、特別教室ともって書いて、電気エアコン。これ一室に1個入っているのかどうかと。この仕様がどのぐらいのもので、総額エアコン代幾らかどうかお願いします。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁者、教育次長。
- **〇教育次長(大原教知君)** お答えいたします。

エアコンにつきましては、天吊露出型というエアコンでございます。教室の窓際に付けるような状況でございます。金額につきましては、直工で1200万円ほどでございます。職員室により、集中管理を行う予定でございます。

- 〇議長(吉田数博君) 次長。
- **〇教育次長(大原教知君)** 教室に1個でございます。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号 工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(暖冷房衛生設備))を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第6、議案第88号 工事請負契約の締結について(浪江認定こども園新築工事(建築))を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第88号 工事請負契約の締結について(浪江認定こども園新築工事(建築))を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第7、議案第89号 工事請負契約の締結について(幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事)を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番(馬場 績君) 2点質問いたします。

1点目は今回の造成工事、2 工区で 6 億9100万円ということです。もう既に 1 工区については、別な発注ということになるわけですけども。 1 工区、 2 工区合わせての造成費用は幾らになるのかというのが第 1 点。

それから第2点は、11月2日の全員協議会で各議員からいろんな 質疑が行われました。買取型災害公営住宅ということで。それで、 造成工事との関係で確認しておきたいのは、地盤調査の問題です。 これは、造成工事の中に地盤調査というものが入っているのか。地 盤調査は、別なかたちで調査確認が行われるのか。別なかたちで地 盤調査するということであれば、如何なる方法で確認をされるのか お尋ねをいたします。お答えください。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、まちづくり整備課長。
- **○まちづくり整備課長(安倍 靖君)** お答えいたします。

第1工区、第2工区合わせた造成費用でございますが、今8億7900万円ほどになります。

あと地盤調査の件ですが、造成工事に着手する前に造成業者で一度地盤調査を行っております。それから完成後、建築業者の方でさらに地盤調査を行って設計に反映させていくということで、造成前と後と2回ほど調査する予定にしてございます。

- **○議長(吉田数博君)** 15番、馬場君。
- **〇15番(馬場 積君)** 地盤調査については了解いたしました。

造成工事に関係してなんですけれども、これも緊急性という一文字で説明されるのかも知れませんけども、合わせて8億7900万円ですよね。大きく言えば一つの事業ということです。ということで、これも横山建設株式会社単独ですけれども落札しております。だから、様々な角度から公共事業の評価委員会で検討すると、利用方法等も含めて開催の必要性は以前にも増してあるのではないかと。先ほど町長は、事態を精査して検討するという抽象的なお答えでしたけども、これだけの公共事業集中、短期間に集中発注すると。集中的に発注するということであれば、公平性、透明性、競争性を確保する行政側の前段の対応として、公共事業評価委員会における評価が極めて重要だということを申し上げておきたいと思うんです。

そこで、先ほど町長が答えた実態を精査して検討するとは具体的にどういうことなのかお尋ねをいたします。5億円という基準があるとすれば、分離発注をすればいかようにでも説明が付くわけですけれども。一つの事業ですよね。今回の事業でも。ということで、行政の公平な対応が厳しく求められると私は思うんです。ということも含めて、町長が先ほど言われた実態を精査して今後検討するというその具体的な対応についてお尋ねをしておきます。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** お答えをいたします。

浪江町公共事業評価システムの要綱の中の第2条の第5項の中 に、まず一つは、主要幹線道路及びこれに準ずる道路。あるいは、 2番目として公園事業。(3)に公共下水道事業。そして(4)に 今ほどあげた前3号に掲げるもののほか、事業費が5億円以上の事業ということでなっておりますので、公共事業評価には値してないのではないかと。

- **O15番(馬場 積君)** ちょっと違うんだな。
- ○町長(馬場 有君) ごめんなさい。今回は6億9100万円ということであり、公共事業の評価に値するということでありますので、これ事後的なかたちになると思いますが、その評価制度がありますので、きっちり精査をしていきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第89号 工事請負契約の締結について(幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第8、議案第90号 工事請負契約の変更に ついて(棚塩排水機場他撤去工事)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

O15番(馬場 積君) 減額っていうか、契約変更の議案です。それで、 事業内容の説明がありましたけれども。今回は、赤色の部分は撤去 して、緑の部分は残すという説明でした。事業の内容については、 私は素人ですから分かりませんけども。減額については1億1390万 円ほど減額されると。それで6636万2000円。変更後ですね。こうい う金額になるということです。

そこで1点だけ確認しておきますけども、事業そのものは、既に 着工というか、着手されているのか、どうなのかということについ てお尋ねをいたします。

〇議長(吉田数博君) 産業振興課長補佐。

- **○産業振興課長補佐(蒲原文崇君)** こちらの工事は変更契約でございまして、7月29日の契約以降工事を着工しております。
- **〇議長(吉田数博君)** 15番、馬場君。
- **○15番(馬場 績君)** それで契約変更の理由としては、地下水の浸出というかね。非常に地盤が柔いと。もとよりも水が染み出してきて撤去作業が困難であるということであります。

従って、契約内容を変更すると。契約変更は分かりました。別な 角度から、残った構築物は今後どのようになるのかということにつ いてお尋ねいたします。

- **〇議長(吉田数博君)** 産業振興課長補佐。
- **○産業振興課長補佐(蒲原文崇君)** お答えします。

残った部分の構造物につきましては、これから県が工事します堤防工事がその上に施工されるということになっております。また、構造物の中で一部撤去してない、できないものの部分についても、県が発注する海岸堤防工事での根固めブロックとして利用するということで、調整をさせていただいているところでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 15番、馬場君。
- O15番(馬場 積君) 専門的なことは分かりませんけれども、結論としては、残余の構造物についても県の工事において撤去すると。撤去されるという理解でよろしいんでしょうか。防潮堤の中に繰り込まれると。了解しました。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第90号 工事請負契約の変更について (棚塩排水機場他撤去工事)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第9、議案第91号 物品購入契約の締結に ついて(浪江診療所医療用備品購入)を議題とします。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。 10番、山本君。

〇10番(山本幸一郎君) これも先ほどと一緒で委員会の時間が不足していたため、確認させていただきます。委員長の許可は取っています。

初めに91号の参考資料。たくさんこの台数は載っているんですけども、どれが高いんだか、なんだか、さっぱり私には分かんないで合計金額が、1億600万円になっています。それで、差しつかえなければ、上から三つぐらい高いのはこれだっていうのをいくらぐらいだってお聞きしたいんですけど、よろしくお願いします。

- 〇議長(吉田数博君) 仮設津島診療所事務長。
- **〇仮設津島診療所事務長(居村 勲君)** お答えします。

この備品の定価でございますけども、高い方からですとX線、一般のX線撮影装置。これがTVの撮影装置も含めますと 1 億8900万円。次にCT。こちらが 1 億3000万円。次に、超音波診断装置。これが1500万円となっております。

○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより議案第91号 物品購入契約の締結について(浪江診療所

医療用備品購入) を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第10、議案第92号 物品購入契約の締結に ついて(仮設津島診療所医療用備品購入)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

O15番(馬場 積君) 92号の議案と91号で、かなり共通している備品 もあるんですけども。今ほどCTについては1億3000万円だと。こ れは入札業者が違うし、納入される機種、メーカーによっても違う と思うんですけども、因みに、92号の16列CT撮影装置は、いかほどで契約されたのかお尋ねいたします。

- **〇議長(吉田数博君)** 仮設津島診療所事務長。
- **〇仮設津島診療所事務長(居村 勲君)** では、お答えいたします。

まず機種につきましては、仕様書でこちらが型式比較等を示して おりますので、当然同じものが入ると。業者は違っても同じものが 入るという考えでございます。

CTの値段ということでございますけれども。こちらは一括で発注しておりますので、この業者によって、どの備品が安いか引けるというのは、業者ごとに決まってくると思いますので、この1点だけでいくらだということは、分からないというところでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 15番、馬場君。
- ○15番(馬場 積君) 非常に不自然な答弁ですね。非常に不自然な答弁。91号では、上位3品について主要書。主要書は形式企画とも同じものだということだから1億3000万円だということで同じということですね。はい、それは分かりました。

それで、浪江診療所、あるいは仮設津島診療所。かなり高度な医 療機器が配備されると。それはそれで町民の専門的で高度な診察を 受けることができるということだから結構なことだと思います。た だ、これだけの機器を使いこなせるかどうかと。例えば、91号の議 案は終わりましたけども、差し当たって浪江の診療所には、医師一 人ということでしょ。仮設津島診療所には中心的には、関根先生と いうことで、現在の医療スタッフからいうと、高度な医療機器の配 置は、それはそれとして必要なんだけども、果たして、それを十分 使いこなせる。そういう医療体制が確保出来るのかどうなのかとい うことだと思うんですよ。91号は終わりましたから、92号について 新しく配備される機器もあると。ある医者の専門家に言わせると、 大学病院並みの高度な医療機器だという意見もございます。そうい う意味で、住民にとっては安心出来るそういうものではあっても、 果たして十分使いこなす。あるいは、利用頻度についてどうだって 言ってもしょうがないから、使いこなせる医療体制があるのかどう かということについてお尋ねいたします。

- 〇議長(吉田数博君) 仮設津島診療所事務長。
- ○仮設津島診療所事務長(居村 勲君) お答えいたします。

高度な医療機器につきまして、使用出来るのかということでございますけれども、この津島診療所の医療用備品につきましては、当初から関根先生の監修のもと関根先生が必要であると。こういうのがあったらこういう診察も出来るんだという内容で要望をいただい

たものでありますので、十分この機器は使っていけるものと考えて おります。

- **○議長(吉田数博君)** 15番、よろしいですか。
- O15番 (馬場 績君) はい。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号 物品購入契約の締結について(仮設津島診療所医療用備品購入)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第11、議案第93号 平成28年度浪江町一般 会計補正予算(第5号)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより日程第11、議案第93号 平成28年度浪江町一般会計補正 予算(第5号)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長(吉田数博君) 暫時、休議をいたします。

(午前11時50分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前11時51分)

◎閉会の宣告

○議長(吉田数博君) 以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終 了しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年第5回浪江町議会臨時会を閉会します。 なお、この後、引き続き全員協議会を開催しますので、そのまま お待ちをいただきたいと思います。

(午前11時51分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

浪	江	町	議	会	議	長	吉	田	数	博
署		名		議		員	佐	藤	文	子
署		名		議		員	紺	野	榮	重
署		名		議		員	三	瓶	宝	次